

平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、農地への被害防止柵等設置に要する経費に対して、予算の範囲内において、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については平内町補助金交付規則（平成13年平内町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象要件)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人及び法人とする。

- (1) 個人においては町内に住所を有すること。また、法人においては町内に主たる事務所を有すること。
- (2) 町内に農地を所有している又は町内の農地を借受けていること。
- (3) 被害防止柵等設置予定地において出荷及び販売を目的とした農作物を生産している者又は生産を予定している者で、当該農地において概ね3年以上作付けする予定があること。
- (4) 被害防止柵等の設置予定地を借受けている場合は当該土地所有者の承諾を得ること。また、被害防止柵等の設置予定地に隣接する土地の所有者又は耕作者の承諾を得ること。
- (5) 被害防止柵等は共用地（用水路・畦畔等）付近に設置しないこと。
- (6) 電気柵の設置にあつては、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）における感電防止のための適切な措置を講じること。
- (7) 町税の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は農作物被害を防止するため町内の農地に設置する電気柵、又はその他被害を防止するために有効と認められる設備の購入費用とする。ただし次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 補助金申請時において被害防止柵の設置に着手しているもの。
- (2) 中古資材費、農地整備費、被害防止柵等の除却費

(補助額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は上限10万円のいずれか低い額とする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「交付申請者」という）は、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算（様式第2号）
- (2) 町税等納付状況確認同意書
- (3) 補助対象経費の見積書
- (4) 設置する被害防止柵等の仕様書又はカタログ等の写し
- (5) 設置計画図（見取図）
- (6) 土地の所有者の承諾書（設置場所が他者所有である場合）（様式第3号）
- (7) 隣接する土地の耕作者又は所有者の承諾書（様式第4号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 申請については同一年度内において1経営体当たり1件までとする。

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた交付申請者（以下、「補助対象者」という）は、補助金の交付決定を受けた当該補助事業について、事業内容の変更又は事業を中止するときは、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金変更申請書（様式第6号）を町長へ提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めたときは、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助対象者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了から起算して30日以内又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績及び収支決算（様式第 9 号）
 - (2) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し
 - (3) 被害防止柵等の設置後の写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 被害防止柵等を設置し、補助対象経費の支払いを完了した日を補助事業の完了日とする。
 - 3 補助対象者は、当該補助事業が完了した年度から 3 年間、毎年 3 月 31 日までに販売先から発行される販売証明書の写しを町長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第 9 条 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 7 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金確定通知書（様式第 10 号）により、補助対象者に通知する。

（補助金等の交付）

第 10 条 前条による補助金の額を受けた補助対象者は、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金請求書（様式第 11 号）により町長に補助金を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 町長は補助対象者が次のいずれかに該当すると認められるときは、第 6 条の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 当該農地で農作物の作付けを行わなかったとき。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金取消通知書（様式第 12 号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金返還命令書（様式第 13 号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の返還免除)

- 第 13 条 補助対象者は第 11 条第 1 項第 3 号に該当する場合において、病気や災害等の真にやむを得ない事情がある場合は平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金返還免除申請書（様式第 14 号）を提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。
 - 3 町長は、前項の決定をしたときは、平内町有害鳥獣被害防止柵等設置費補助金返還免除決定通知書（様式第 15 号）により補助対象者へ通知するものとする。

(財産の管理)

- 第 14 条 補助対象者は、補助事業により取得した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他)

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項について、その都度町長が定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。